2009年9月18日

アマゾン ジャパン株式会社 グーグル株式会社 ニフティ株式会社 ヤフー株式会社

# 権利制限の一般規定について

## 1. 権利制限の一般規定導入の是非

以下の理由により、権利制限の一般規定を導入する必要があると考える。

## ① インターネットの発展への影響

現行著作権法は、デジタル化ネットワーク化の進展に適合しているとは言いがたく、著作権の保護と利用のバランスを図り、文化の発展に寄与するという法目的を達成できないため、見直しの必要がある。

インターネットの出現により、誰もが公に送信することができるようになったため、送信の分野では私的領域と公的領域が渾然一体化して分かちがたくなってきた、との指摘がある¹。インターネット環境下では、送信行為は、仮に私的な性質で行われるものであろうとも、「公の」使用行為と捉えられて著作権の行使を受け得るため、インターネット利用者に対する過剰な規制となっている。

また、インターネット利用者の行為に法的安定性が欠けるために、事業者に対しても、 サービス提供の際に過度な萎縮効果が生じており、結果として、今後のインターネットお よびデジタル化ネットワーク化のさらなる発展を阻害するおそれがある。

したがって、著作権法の枠組みを見直し、保護と利用の適切なバランスを図るべく、著作権者の利益を不当に害さない範囲で権利制限の一般規定を導入する必要があると考える。 なお、個別の制限規定の追加立法で対処すべきとの意見があるが、現実的ではないと考える。インターネットにおける利用は、その態様が多岐にわたるため個別立法では追いつかないうえ、多数の者に利益が分散されているものや、意見が組織化されにくいため、立法政策形成過程にその必要性が反映されにくい側面があるからである。

### ② 産業競争力の低下

個別の権利制限規定を限定列挙した現行著作権法の下では、技術の進歩のスピードに法 改正が追いつかないという問題を生じている。たとえどんな些細な進歩であったとしても、 新しい技術が生じる都度、個別の制限規定の立法を待たなければならないとすると、産業 の発達を阻害しひいては日本の国際競争力を損なう結果となる。 したがって、技術の進歩に迅速に対応して、イノベーションを喚起し、日本の産業競争力を高めていくため、一般規定の導入は必要不可欠である。

特に、クラウド環境において、新たなサービスが検討されているが、たとえばタイムシフティングやプレイスシフティング目的で行われるサーバへの複製やユビキタス目的のデータ形式変換等は、利用者本人にアクセスが限定され、私的使用の目的でのみ利用されるものであり、著作権者の利益を不当に害するおそれがないとしても、現行の著作権法下では実現が難しいと考えられるものもある。クラウド時代の競争力強化の観点から、権利制限の一般規定の導入は必須である。

# ③ いわゆる「形式的違法」のリスク

権利制限の一般規定の問題は、主として産業界のニーズであり、著作権者には無関係なものと捉えられがちであるが、その認識は誤りである。広く国民全般にかかわる問題との認識が必要である。

現行の権利制限規定は、著作権者の利益を不当に害さない公正な利用行為であって、現に様々なところで行われている行為や当然に合法とされるべき行為の全てをカバーしているわけではない。個人が日常的に行う行為や、企業内で当然のように日々行われる行為であっても、形式的に著作権法を適用すると権利侵害となりうるという事態が生じている。

これらの行為は非常に軽微であり、立法する理由にはならないとする意見があるだろう。 しかし、その意見には賛成できない。まず、利用者の立場からすると、立法しなければ、 日常的に行っている行為について責任を問われるおそれがあることになり、常にリスクを 抱えることになる。特に、刑事責任を問われるおそれがあるということは、無視できない リスクである。また、そういった状況があるとしても、訴訟等が頻発しているわけではな いから、立法は不要との意見もあるが、著作権者がこれまで権利行使してこなかったとい う事実をもって、今後権利行使を受けないとの保証とすることはできない。

他方、法制度のあり方を考える際、権利をないがしろにされないよう、何が違法行為に該当し、それを行ってはならないという行為規範を、特に青少年を中心に教えていくことは非常に重要である。かかる観点から、軽微とはいえ、形式的に権利を侵害する行為を放置することとなってしまう現行制度は、望ましいとはいえない。

従って、各行為が軽微であることは、形式的であっても「違法のおそれ」が常態化しているという問題を解決しなくてよいという理由にはならないと考える。

### ④ 代替手段の欠如

立法的解決以外の手段として、権利濫用法理を持ち出すか、あるいは 21 条等の規定の弾力的な解釈2の推進が提案されることがある。

しかし、まず、権利濫用法理で対処することは、理論上は可能であるが、裁判例はほとんどなく、実務上救済を期待することは困難である3。次に、規定の弾力的な解釈は、最終

的には裁判所の判断を待つ必要があり、企業が新規サービスを行う際の足がかり (弁護士のオピニオンレターを取得する等) とすることは困難である。

従って、立法的解決が望ましい。

2.「権利制限の一般規定」により権利制限されるべき具体的な著作物の利用行為 別紙1のとおり。

## 3. 権利制限の一般規定導入の影響

1) 訴訟コストの増加も含め、著作権者の負担が増加するのではないかとの懸念がある。しかし、訴訟社会であるアメリカでも、フェアユースを楯に、訴訟が頻発しているわけではない。米国のフェアユースの実証的検証4では、1978年1月~2005年12月の28年間に、連邦裁判所がフェアユースに関する opinion を出したのは、306件のみ(215件のケースについて)であるとのことである。すなわち、年平均ではわずかに10.9件(うち4.6件でフェアユース認定)にすぎない(連邦地裁には年平均で約2,000件の著作権侵害の申し立てがある)。また、米国において、市場の失敗が存在する場合に、利用者に利用を許すための機能としてフェアユースが存在するという有力な見解5が示されている。

以上より、日本において、権利制限の一般規定を導入したところで著作権者に対しては 実質的にさしたる影響を与えないと予想され、負担が過大となるとのおそれは杞憂である と考える。

2) 利用者にとっては、過剰な萎縮効果が低減される結果、思いがけず訴えられるおそれをなくすというレベルの適用を想定している。すなわち、規定導入により、利用者の萎縮によるビジネスの発展の阻害が防げることになるということであり、それを越えて、広い範囲で著作物を自由に使えることになってビジネスチャンスが大きく広がり、著作権者にとって不利益を生ずるという危惧は、権利制限の一般規定の本質を理解していないものであるといわざるを得ない。

#### 4. その他留意すべき点(権利制限規定と著作者人格権との関係)

著作権等の保護と、学問の自由、表現の自由といった憲法上の要請に基づく利用者の利益との調整を行うという、法目的達成の観点から、権利制限規定と著作者人格権との関係を見直す必要があると考える。

個別の権利制限規定や権利制限の一般規定の適用範囲内であっても、著作者人格権により利用が認められない場合があるとするならば、仮に一般規定を導入したとしても、その意義は低減する。したがって、著作者人格権に影響を及ぼさないとする 50 条の規定を見直すなどにより、権利制限規定により著作権侵害とならない場合は、原則として、著作者人格権の侵害とはならないものとすべきである。

<sup>1</sup> 田村善之「効率性・多様性・自由—インターネット時代の著作権制度のあり方—」北大法 学論集 53 巻 4 号 49 頁(2002 年)

- 3 「濫用法理でフェアユースの規定に全面的に代替できるものではない」(中山信弘『著作権法』有斐閣 P311)
- <sup>4</sup> Barton Beebe 『米国著作権法フェアユース判決(1978-2005)の実証研究(1) (城所岩生 訳)』 知的財産法政策学研究 21 号 所収)
- <sup>5</sup> Wendy J. Gordon "Fair Use as Market Failure"

①そもそも市場の失敗が生じており、②著作権者から利用者に当該利用を行う権利を移転することが社会的に望ましく、③著作権者の創作と著作物の普及に対するインセンティブを不当に害するものではない場合に、フェアユースが肯定されるべきであるとする。

 $<sup>^2</sup>$  従来の裁判例中では、例えば東京地判平  $14 \cdot 2 \cdot 18$  判時 1786 号 136 頁[雪月花]などに弾力的な解釈が見られる。

#### 【別紙1】

# 「権利制限の一般規定」により権利制限されるべき 具体的な著作物の利用行為(例)

### ■インターネットに関連した利用場面

- ・Web 全体もしくはその一部を収集(クローリング)、保存して、アーカイブするサービス の提供。または、利用者が手動で URL を指定し、サーバ上に保存できるアーカイブサービ スの提供。
- ・ブログの著者から「自分のブログを印刷・製本してくれ」と依頼を受けた印刷業者が、 ブログに寄せられた第三者のコメントも含めて印刷製本する行為。
- ・インターネット上で商品(美術品、写真の著作物にあたらないもの)を販売する際に商 品画像を掲載する行為。
- ・ブックマークしたサイトのサムネイル画像等を掲載できるソーシャル・ブックマークサービスの提供。
- ・検索エンジン付随サービス (例:検索キーワードと同じ文脈で扱われる語や類義語を抽出し、その語のみを表示するサービス) の提供にあたり、ウェブ上の情報をクロールして収集する行為。
- ・HTML をプログラムから利用するために文書をツリー構造にしたデータ形式である DOM (Document Object Model)として利用する行為。
- ・ウェブ上のサイトの RSS 情報を一定時間ごとに自動的に収集し、収集した RSS 情報をユーザがいつでも見られるように、サーバ上に送信可能な状態におく行為。
- ・画像ファイルのファイル形式を変換(例: jpg 形式から gif 形式)する行為。
- ・PC 用に調製されたサイト画面を携帯端末でも表示できるように保存形式を変換して送信する行為。
- ・携帯電話用コンテンツをキャリアごとの条件に合うように変換をするために行なう複製。
- ・アクセス元の IP アドレス等を隠蔽保護するため中間サーバ経由でウェブアクセスを仲介、 代行するサービスの実施。
- ・ニュースサイトからリンクを設定した先のサイトに大量のアクセスが集中した場合、サイトがダウンする可能性があるので、あらかじめ当該サイトをキャッシュで保存し、ダウンした場合にはキャッシュ画面を代替表示させる行為。
- ・自己のデータを、本人のみがアクセス可能なオンラインサーバー上の保存領域に保存する行為を可能とするようなサービスの提供。
- ・クラウドサービスの一形態として、著作物をネットワーク上のサーバに保存させるサー ビスの提供。

・著作隣接権者が侵害の探知を目的としてネット上をクローリングし、自己が権利を有しないものも含め、あらゆる楽曲ファイルや動画ファイルをサーバに複製する行為。

## ■研究開発における利用場面

- ・音声認識における言語モデル、音響モデル等を作成するために、音声データをアーカイ ブする行為。
- ・多数の著作物から、当該著作物を構成する要素である、言語、音等を抽出するために、 データの収集・蓄積は行なうが、解析にまでは至らない行為。
- ・製品開発中の翻訳ソフトの能力を確認する目的で、社内の研究室において洋書を複製し、 翻訳させる行為。
- ・AV 機器開発時に性能をチェックするために音楽・映像を録音・録画する行為。
- ・音声認識アルゴリズムの精度検証のために、録画したテレビ番組の音声を用いる行為。

# ■企業内における利用場面

- ・社内で会議を行うために、ウェブページをプリントアウトする行為。
- ・社内会議で用いた資料を保存用に電子化(スキャン等)する行為。
- ・社内会議で新聞や他人のウェブページをプロジェクターで映し出す行為。
- ・会社で購入済みの書籍につき、遠方の会議に出張している社員からの問い合わせに回答 するために、FAX で関連ページを送信する行為。
- ・英語を解さない社長のために秘書が英字新聞を日本語に翻訳する行為。
- ・自社が取材を受けたテレビ番組を広報部門が録画保存する行為。
- ・社員がセミナーで講師の話を要領筆記する行為。
- ・公開された特許明細書をコピー、ダウンロードする行為。
- ・業務上でやり取りする電子メールの転送の際に元のメールを複製する行為。
- ・新商品とともに小さく著作物が写り込んだ写真を商品パンフレットとして複製する行為。
- ・JIS 規格等技術標準規格のコピー、ダウンロードする行為。

# ■教育における利用場面

- ・保育園の教諭が園児に絵本を読み聞かせる行為。
- ・保育園の教諭が絵本を元に紙芝居を作り、園児に見せる行為。
- ・保育園の教諭がピアノを演奏し、園児と歌う行為。
- ・大学が国語の入試問題を作成する際、作問候補の小説を数本複写した上で、どれを問題 に採用すべきか会議で検討する行為。
- ・ピアノ教師が生徒の前で模範演奏する行為。
- ・美大の教官が講義で使用した写真資料を e ラーニングでも配信する行為。

- ・大学受験予備校の講師が受験のゴロあわせで替え歌を作る行為。
- ・英会話教師が教室で洋楽を再生し、生徒に聴き取らせる行為。

#### ■個人による利用場面

- ・機体にアニメキャラクターがあしらわれた飛行機を撮影し、ネット上で公開する行為。
- ・屋外の看板やポスターが映り込んだ写真をブログで公開する行為。
- ・テーマパークでキャラクターと撮影した写真をブログで公開する行為。
- ・写真の一部に絵画が映り込んだまま、ネット上で公開してしまう行為。
- ・ブログで映画の感想とともにパンフレットの表紙、チラシ、ポスター等を載せる行為。
- ・自分の読んだ本の感想とともに、その本の表紙(カバー)をブログに載せる行為。
- ・歌碑や句碑を撮影し、ブログで公開する行為。
- ・自宅で録音したピアノ演奏を、オーディションの審査員たちに聞いてもらう行為。
- ・新聞・雑誌ではなく、インターネット上で公表された時事問題に関する論説を転載する 行為。
- ・ぬいぐるみを抱いた赤ちゃんを撮影し、ネットで公開する行為。
- ・子供が描いたアニメの主人公の絵をネットで公開する行為。
- ・アニメキャラクターの塗り絵大会が催され、上手な塗り絵を商店街に掲示する行為。
- ・お祭りでお面を被った子供を撮影しネットに公開する行為。
- ・人気アニメのキャラクターの雪像を作り、校門の横で展示する行為。
- ・屋外に設置されている街路地図を撮影し、ネットで公開する行為。
- ・図書館利用者が複写箇所を図書館に申告することなく、館内のコピー機で複写する行為。
- ・小児科の看護士がキャラクターの人形を手縫いで作り、入院児童にあげる行為。
- ・友人から借りた複製機器を用いて CD を自分の個人鑑賞用に複製する行為。
- ・レコード音源の BGM が入り込んだ動画をインターネット上で公開する行為。
- ・シンポジウム等でのパネラーの発言を要約筆記してネットで公開する行為。
- ・合唱コンクールで生徒が歌っている模様を教師がビデオカメラで撮影し、コンクールに 参加した生徒の求めに応じて、録画ビデオをダビングしてあげる行為。
- ・住民代表が情報公開制度に基づいて入手した図面資料を地域住民に FAX で送信する行為。

#### ■その他

- ・レコード店が販売促進目的で販売中のCDを来店客に試聴させる行為。
- ・家電量販店がテレビの高画質を来店客に訴求するために市販の DVD を店頭で再生する行 為。
- ・家電量販店がオーディオの品質を来店客に訴求する目的で市販のCDを再生する行為。
- ・新聞社が画家の死亡記事に添えて、その画家の有名絵画作品を紙面に掲載する行為。

- ・点字を健常者にも分かるように文章に書き直す行為。
- ・腐食の進んだ8ミリフィルムを保存のためにデジタル媒体に記録し直すサービスの提供。
- ・特許庁が収集、作成している意匠公知資料をネット上で公開する行為。